

件 名

県議会令和４年１２月定例会概要について

提出理由

県議会令和４年１２月定例会が終了したので、その概要（教育委員会所管分）について別紙のとおり報告します。

概 要

1	会期	
	12月 2日	開会
	12月 8日～12月14日	一般質問
	12月16日	文教委員会
	12月19日	新型コロナウイルス感染症対策特別委員会
	12月20日	経済・雇用対策特別委員会、決算特別委員会
	12月22日	委員長報告、委員長報告に対する質疑、 討論、採決、閉会

(財務課)

2 本会議の質問

質問者数 15人中 13人 (86.7%)

質問本数 260本中 40本 (15.4%)

3 文教委員会

(1) 付託議案

第138号議案 令和4年度埼玉県一般会計補正予算(第5号) 可決

第164号議案 指定管理者の指定について(埼玉県立川の博物館) 可決

第170号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 可決

第171号議案 令和4年度埼玉県一般会計補正予算(第6号) 可決

(2) 請願

議請第5号 2022年度 ゆきとどいた教育をすすめるための請願 不採択

(3) 所管事務調査

教職員のわいせつ行為の不祥事について

特別支援学校不足教室解消について

4 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会

審査事項 現下の新型コロナウイルス感染症対策について

月日	質問議員	質問事項	答弁者（無記入は教育長） 答弁担当課
12月8日	立石 泰広 (自民)	5 県立高等学校の学校歯科医の適正配置について	保健体育課
	石川 忠義 (県民)	7 県内祭りの無形民俗文化財指定を積極的に進めるべき (1) 県内の祭り・行事などを守ることの重要性に関する認識について	文化資源課
		(2) 県内の祭り・行事の調査を行うべき	
		(3) 久喜八雲神社の山車行事（久喜提燈祭り「天王様」）の無形民俗文化財指定を進めるべき	
深谷 顕史 (公明)	3 県立学校体育館のエアコン本設置について	財務課	
12月9日	宮崎 吾一 (自民)	4 教育について (1) 国際バカロレア教育について	県立学校人事課 高校教育指導課
		(2) 教育環境整備基金について	財務課
		(3) 指定避難所である県立高校のトイレ、授乳室について	財務課、総務課
		(4) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによるオンライン相談について	生徒指導課
		(5) デジタル教材について ア 作成について	高校教育指導課 義務教育指導課 I C T教育推進課
	イ 収集について		
町田 皇介 (民主フォーラム)	6 児童生徒の視力低下を防ぐ取組について	保健体育課	

月日	質問議員	質問事項	答弁者（無記入は教育長） 答弁担当課
12 月 9 日	守屋 裕子 (共産)	1 コロナ禍・物価高騰で困窮する県民に支援を急げ	知事 保健体育課
		4 塙保己一学園の寄宿舎拡充を。県立視覚障害特別支援学校の複数設置を	特別支援教育課 県立学校人事課 I C T教育推進課 財務課
		5 教員の異常な働き方を改善するために、未配置・未補充問題は必ず解決を	小中学校人事課 県立学校人事課
12 月 12 日	松井 弘 (自民)	1 世界のSAITAMAプロジェクトについて	* 知事 国際課 高校教育指導課
		3 部活動の地域移行に向けた課題への取組について (1) 地域において、実施主体となりうる団体等の確保について	保健体育課
		(2) 指導者の確保について	
		(3) 地域移行後の活動に参加するための費用負担について	
	(4) 埼玉県部活動地域移行推進委員会について		
	橋詰 昌児 (公明)	3 児童・生徒への自殺予防の取組について (1) 精神不調アセスメントツールの導入について	生徒指導課
		(2) トイレットペーパーに相談ダイヤルを印字する取組について	
山根 史子 (民主フォーラム)	8 県立高校の再編整備について	魅力ある学校づくり課	
	9 不登校特例校に関する支援について	生徒指導課	

月日	質問議員	質問事項	答弁者（無記入は教育長） 答弁担当課
12 月 13 日	千葉 達也 (自民)	教育なし	-
	村岡 正嗣 (共産)	3 障害児にゆきとどいた教育を — 特別支援学校の拡充を — (1) 不足教室の解消を急げ <u>ア 特別教室も不足教室にカウントすべき</u>	特別支援教育課
		<u>イ 不足教室解消計画について</u>	
		<u>(2) 川口への肢体不自由特別支援学校設置を急げ</u>	
		(3) 特別支援学校送迎バスの安全向上を <u>ア 生徒の置き去りを防ぐために</u>	
		<u>イ 介助員の配置について</u>	
		<u>ウ 危機対応マニュアルの作成を</u>	
		5 全国に先駆けた県有ごみ最終処分場について <u>(2) 学校での環境学習に活用を</u>	
	岡田 静佳 (自民)	7 芸術文化の推進とタイムカプセル <u>(1) 北浦和公園全体をアート空間へ</u>	文化資源課
		(2) 美術収蔵品の拡充について <u>ア 収蔵品購入予算の増額を</u>	
<u>イ 収蔵庫の増設を</u>			
		3 <u>川越工業高校に航空宇宙学科の設置を</u>	高校教育指導課

月日	質問議員	質問事項	答弁者（無記入は教育長） 答弁担当課
12 月 14 日	飯塚 俊彦 (自民)	3 県立高校の統合後における魅力ある学校づくりについて	魅力ある学校づくり課
	美田 宗亮 (自民)	2 学校における安全対策について (1) 学校現場における研修内容の徹底について	保健体育課
		(2) 特別支援学校における対策の充実について	
		3 中高一貫教育校の設置について (1) これまでの検討状況について	魅力ある学校づくり課
	(2) 今後の方向性について		
高橋 政雄 (自民)	教育なし	-	

* 教育に関連のある答弁のため掲載

一般質問①（特別支援学校送迎バスの安全向上について）

質問

- Q 1 スクールバスの運行について、二十数名の児童生徒を運転士とたった一人の介助員で、最長1時間半にわたって安全に送迎できるのか。大阪では介助員は二人配置されているが、埼玉でも中型車、大型車の場合には、介助員は原則二人とすべきと考えるが教育長の所見を伺う。
- Q 2 スクールバス運行業務委託共通仕様書はあるが、その中で記載がされているのは交通事故その他の緊急事態、地震等のみである。個々具体的な想定し得るあらゆる緊急事態、アクシデントに対応した危機対応マニュアルを早急に作成することが必要と考えるが、教育長の所見を伺う。

答弁

- A 1 県立特別支援学校の送迎バスには、原則、1台に対して運転手一人と児童生徒の介助などにあたる添乗員一人を配置しているが、障害の程度や態様により特に運行上の安全確保に配慮が必要な児童生徒が在籍する特別支援学校には、更に一人ずつ添乗員の増員を行っている。
今後とも、特に配慮が必要なケースなどについて、各学校の要望や実態を十分に把握するとともに、他県の状況も参考にしながら、児童生徒の安全確保に努めていく。
- A 2 各特別支援学校では、様々な事故や自然災害、不審者侵入への対応など全般的な危機管理について、児童生徒の障害の状況や学校の実情、地域の特性等を踏まえ、独自のマニュアルを整備している。送迎バスにおける緊急事態等についても、バス乗降時の確認の徹底に関するマニュアルを改めて整備したところだが、他に想定し得る事態についても、各学校の実情に応じて整備しておくことは必要と考える。
県としては、各学校のマニュアルが、送迎バスに係る様々な緊急事態等にも対応し、実効性あるものになるよう、定期的な検証や見直しを図るなど、引き続き安全管理の徹底と児童生徒の安全確保に努めていく。

一般質問②（工業高校への航空宇宙学科の設置について）

質問

Q 1 埼玉県では鶴ヶ島市の農業大学校跡地に株式会社 I H I を誘致し、鶴ヶ島工場が昨年6月から稼働している。鶴ヶ島市の隣市に県立川越工業高校があるが、航空宇宙学科を作り、I H I から講師を派遣してもらえば、最先端の航空技術を学ぶことができるのではないかと考える。また、鶴ヶ島工場には社員教育用のトレーニングエンジンがあり、高校生の実習への活用ということも可能になるかもしれない。

I H I としても、実習した生徒は即戦力になり、インターンシップの役割も期待できる。15歳から航空技術を専攻した人材は貴重であり、精密な航空技術を習得した方は、どの業界でも活躍が期待できる。何より航空宇宙には夢やロマンがある。

窓口になっている産業労働部やものづくり大学とも連携し、I H I と交渉し、県立川越工業高校に航空宇宙学科を設置していただきたいと考えるが、教育長の見解を伺う。

答弁

A 1 現在、工業高校においては、産業構造の変化、科学技術の進歩等に対応するため、産業界と一体となった教育を推進し、地域産業の持続的な成長をけん引する職業人材の育成を目指している。

航空宇宙産業は、ロケットや航空機等の開発製造など、今後も発展が期待される産業であり、生徒たちが夢やロマンを抱ける魅力ある分野と考える。特に、本県では、農業大学校跡地に I H I が工場を稼働するなど、今後も先端企業の参入が見込まれ、最先端の高度な知識・技術を持った産業人材育成の必要性は高まっていくものと思われる。

他方、本県ではこれまでに例のない航空宇宙に関する学科の設置については、中学生、保護者の進学ニーズや、業界の求人ニーズを踏まえたカリキュラムの開発、それに伴う施設設備の整備、適切な指導者の確保・養成などに一定の時間を要する。

県としては、まずは航空宇宙に関する学科の設置に関し、産業労働部や関係企業等との連携も図りながら、調査研究に着手していく。

第138号議案（一般会計補正予算（第5号））に係る質疑応答の概要

質問

- Q 1 光熱費について、原油価格や物価高騰の影響により不足が見込まれるとのことだが、昨年と比べて電気料金やガス料金はどの程度増加しているのか。また、高等学校、特別支援学校合わせて19億円近くの増額要求となっているが、現時点で、授業等で必要な物品を購入できない等、物価高騰の具体的な影響は出ているのか。
- Q 2 債務負担行為を設定しているトイレ改修と大規模改修について、適切な工期の設定とあるが、債務負担行為を設定しない場合に比べると工期や時期はどのように変わるのか。
- Q 3 工期以外に債務負担行為の設定効果はあるのか。

回答

- A 1 光熱費について、昨年と比べ、電気料金は約3倍、ガス料金は約1.5倍を見込んでいる。教育活動への影響については、12月までは既定予算の流用や全庁的な共通費などの配当で対応しており、影響は出ていない。
- A 2 トイレ改修については、従来は4月から入札事務を行い、5月下旬頃に契約締結、6月下旬から翌年3月末にかけて工事を実施していたが、債務負担行為を設定した場合、前年度1月から入札事務を行い、2月下旬に契約締結、3月末から工事が可能となり翌年2月中旬に工事が完了となるため、完了が1か月程度早まると見込んでいる。
- 大規模改修については、従来は5月上旬頃から入札事務を行い、6月上旬頃に契約締結、7月上旬頃から10月下旬に工事を行っていたが、債務負担行為を設定した場合、前年度2月上旬から入札事務を開始し、3月中旬に契約締結、6月上旬頃に工事を開始し、9月末の完了の見込みである。
- A 3 従来よりも施工期間を長く確保できるため、建設業で働く方の長時間労働の是正や適切な休日の確保といった効果がある。また、早期に資材や人材の準備ができるため、これらが確保できず、工事が遅延するといったケースが少なくなることや、工事が平準化されることで、工事が立て込んでいて受注者の手が挙がらないということを避けられるといった発注者側のメリットもあると考える。

第164号議案（指定管理者の指定について（川の博物館）に係る質疑応答の概要

質問

- Q1 申請があったのは1社とのことだが、積極的に周知を行ってきたのか。また、申請団体が少ない理由は何か。
- Q2 委託料が年2, 200万円以上増加しているということだが、その理由は何か。
- Q3 川の博物館の指定管理者選定における審査項目の中で、点数が低い項目については、指定後もプランを改善するよう指導していくのか。

回答

- A1 公募に当たって、指定管理の実績がある企業や団体などに対し、公募や施設などに関する情報提供を前回の6社から12社に拡大して行った。また、新たに、指定管理業務を行う企業・団体が加入している「一般社団法人指定管理者協会」を経由し、情報提供を行った。
次に、申請団体が少ない理由については、情報提供をした企業・団体などから、「指定業務が多岐にわたり、専門性も必要となることから、体制を作るのが困難である。」という声や、「屋外も含め、施設の規模が大きく、適切に管理することが難しい。」という声があった。
- A2 委託料の増加の理由は3点である。1点目は、近年の賃金水準の上昇傾向を見込んだ人件費の増加。2点目は、次期指定期間では大水車の修繕が2回予定されており、その修繕費等による増加。3点目は、現下の光熱水費や燃料費の高騰が指定期間終了まで継続すると見込んだことによる光熱水費の増加である。
- A3 今年度末までに協定書を作成する中で、しっかりと取り組むよう伝えていく。また、指定後の5年間においても、年4回のモニタリングを行うなど、協定書の内容が実際に取り組まれているか把握し、必要な指導を行っていく。

第170号議案（学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）に係る質疑応答の概要

質問

- Q 1 勤勉手当が0.1月の改定、給料表が若者中心の改定となっているが、この引上げの対象となる職員数、引上げ金額の平均、最大・最少の金額及び総額はどうか。
- Q 2 再任用職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員について、月例給、勤勉手当は引上げの対象となっているのか。

回答

- A 1 改正の対象となる職員数は約39,000人である。影響額について、引上げ金額の平均は58,000円程度、最小で約33,000円、最大では約82,000円、全体の影響額は、約23億円と見込んでいる。
- A 2 再任用職員及び臨時的任用職員も引上げの対象となる。
会計年度任用職員については、月例給は一般職の常勤職員と同様、若手中心という改定ではあり、そこに該当する者は改定となる。勤勉手当については、会計年度任用職員は期末手当のみが法律で支給対象となっており、勤勉手当は支給されていないため、改定の対象ではない。

第171号議案（一般会計補正予算（第6号））に係る質疑応答の概要

質問

- Q1 スクールバスに装備する安全装置は具体的にどのようなものを取り付けるのか。
- Q2 登園管理システム支援、ICTを活用した子供の見守り支援については、市町村が申請し、整備するものと思われるが、一部市町村の負担が発生するため、申請をためらうところも出てくると思う。市町村が適切な判断ができるよう、県からの情報共有、情報提供はどのように行っていくのか。
- Q3 スクールバスに安全装置を整備したからといって安心せず、人の目で確認することを徹底すべきであると考えるが、どうか。

回答

- A1 スクールバスに装備する安全装置については、エンジンを止めるとブザーが鳴り、後部座席のスイッチを押さないと鳴り続けるといったものなど、バス車内の幼児児童生徒の所在の見落としを防止するための装置である。具体的には、12月中を目途に国土交通省において策定される「安全装置の仕様に関するガイドライン」に適合するものを装備する。
- A2 登園管理システム支援、ICTを活用した子供の見守り支援については2割の市町村負担がある。これらの事業の概要については、国からの補正予算案の通知を受け、11月に市町村教育委員会に内容の周知を行った。現時点で、国からこの事業に関する補助要綱等はまだ示されていないが、国からの情報を入手でき次第、また、県が積極的に国に問い合わせをし、市町村が適切な判断ができるよう、丁寧に情報共有を行っていく。
- A3 スクールバスの運転手と添乗員によるダブルチェックや、学校を含めたトリプルチェックにより、装置だけに頼ることがないように安全管理の徹底に取り組んでいく。

請願（2022年度 ゆきとどいた教育をすすめるための請願）に係る討論

趣旨採択

- 請願内容にある「教育予算増額」「小中高での35人以下学級の早期実現」「教職員の増員」については非常に重要と考える。しかし、「保護者負担軽減のための教材費・給食費の無償化に対する市町村補助」「県独自の就学援助制度と給付型奨学金の拡充」については、様々な観点から、直ちに賛成しかねる。また、「特別支援学校の教室不足の解消のための学校建設」については、新校や分校の設置、既存校の増築など、必要な対策が講じられている。

→ 賛成少数のため、趣旨採択での採決を求める動議は否決

不採択

- それぞれの項目について、必要な取組の推進や国への働き掛けなど、適切な対応が既に実施されていることが認められる。また、「学校納付金の無償化」については、地域や学校の実情に応じた取扱いがある中で、一律に無償化することは、財源の確保や公平性、柔軟性の観点から慎重な判断が必要である。
- 少人数学級については、先進的に25人学級を導入した志木市も既にやめており、必ずしも優れた制度と言いつれず、課題もある。県が前倒しで実施するのではなく、国の動向を踏まえて検討する必要がある。

採択

- 児童生徒の不登校やいじめが過去最多である現状を踏まえ、教職員が一人一人の子供に寄り添う少人数学級が求められる。また、コロナ禍での所得の減少や物価高騰に対応するため、給食費やタブレット端末の無償化、給付型奨学金など保護者の負担軽減が求められる。さらに、特別支援学校で学ぶ児童生徒数の増加に学校建設が追い付いていない。

→ 賛成少数のため、本請願は不採択

所管事務調査（教職員のわいせつ行為の不祥事について）に係る質疑応答の概要

質問

- Q 1 SNSなどが不祥事で利用されることがあるが、SNSの利用について、教職員と児童生徒の関係でどのような対策を行っているのか。個人間のSNSのやり取りなどは禁止されていると考えるが、児童生徒とのやり取りを担当教師一人だけではなく、複数の教職員で対応するなどといったことは行っているのか。
- Q 2 令和2年の議会でも不適格者を見極める対策を早急にしなければならないと決議している。また、令和3年にもわいせつ行為により教員免許が失効した者の採用に関する制度の厳格化を求める意見書なども出されている。採用時に、この決議・意見書が出される前と比べてどのような対策をしてきたのか。
- Q 3 埼玉県教育委員会として、教職員の不祥事は許さないという姿勢を、県民に向けて示す必要があると考えるが、教育長はどう考えるか。また、どのように工夫して県民に伝えていくのか。

回答

- A 1 個人所有の端末を使っての電話や電子メール、SNSによる児童生徒との私的な連絡は絶対に行わないことを通知等で周知している。複数の教職員による対応については、県が用意した Google classroom では、教員と生徒とのやり取りの状況を管理職が閲覧可能となっているので、その利用を進めていく。
- A 2 決議以後の対応について、教員採用選考試験では、志願書に賞罰欄を設け、賞罰の有無、有りの場合にはその具体的な内容を記載させており、その記述が真実である旨を自筆署名させている。また、重大な虚偽の記載が明らかになった場合には、採用候補者名簿に登載しないこととしている。さらに、官報情報検索ツールを活用するとともに、教員歴のある者が教員採用選考試験を特別選考で受験する場合には、出願時に現任校又は最終所属校の校長の原本証明を付した履歴書の提出を求め、懲戒処分歴や不自然な経歴がないかを確認している。
- A 3 教育は、教員と子供たち、学校と保護者との信頼関係があって初めて成り立つ営みである。そのため、県民の期待を裏切るような教職員の不祥事は、何としても防がなければならないと強く決意している。教職員向けのメッセージを発信し、不祥事の根絶に取り組んでいるが、県民等に向けて発信することも検討し前向きに取り組んでいく。

所管事務調査（特別支援学校不足教室解消の取組について）に係る質疑応答の概要

質問

- Q 1 文部科学省発表の教室不足数調査について、埼玉県の不不足教室数は191となっている。そのうち令和6年度までに解消が計画されている教室数が92となっているが、残り99教室の不不足をどう解消していくのか。
- Q 2 2013年から2022年の10年間で、知的障害特別支援学校の小学部は1.88倍、中学部は1.33倍、高等部は1.10倍となっており、小学部・中学部での児童生徒が急増している。県の対策は高校内分校など高等部が中心となっているが、小・中学部も対象とした学校の新設で教室不不足解消を急ぐ必要があるのではないか。

回答

- A 1 令和4年度から令和6年度までを計画期間とする「埼玉県特別支援教育推進計画」を策定し、この計画期間中において92の教室不不足の解消を図る予定である。また、令和10年度に供用開始を目指して整備を進めている川口特別支援学校の増築などを含め、計画期間後において、更に53の教室不不足の解消を見込んでいる。
- A 2 知的障害特別支援学校の直近10年間の学部別の増加状況は小学部が最も高く1.88倍となっており、小学部の過密は喫緊の課題と認識している。
- 県では来年度開校予定の岩槻はるかぜ特別支援学校の整備のほか、小中学部設置校である大宮北特別支援学校、川越特別支援学校及び三郷特別支援学校の校舎の増築を進めてきた。また、高校内分校の整備を図ることにより、高等部段階の生徒を分校で受け入れることで、小中学部も有する既存の特別支援学校の生徒増への解消効果も期待できる。さらに、小中学部設置校の川口特別支援学校について、令和8年度及び令和10年度の供用開始を目指し、新たに校舎2棟の増築を計画している。

現下の新型コロナウイルス感染症対策について（教育委員会に関する質疑応答の概要）

質問

- Q 1 希望する全ての教職員について、所管の学校等に対する働き掛けをしながら年内にワクチン接種を全て完了させてほしいとの要請が文部科学省からあったが、埼玉県としてどのような対応をとっているのか。
- Q 2 文部科学省から、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について通知が発出され、マスクの着用の考え方が示されたが、県としてどのような指導をしているのか。また、マスクの着脱は保護者も含めて周知徹底していくのはもちろんだが、児童生徒が加入する青少年団体等にも広く周知した方が良いのではないか。

答弁

- A 1 文部科学省からの要請を受け、直ちに県内全ての公立学校に対して、当該通知を周知したところである。また、県ホームページ内に専用サイトを設けるとともに、国や県で作成したリーフレットを各学校に配布するなどして、教職員向けにワクチンの接種機会に関する最新情報を発信する取組も行っている。
今後とも、希望する教職員が可能な限り速やかにワクチンを接種できるよう、保健医療部とも連携し、教職員のワクチン接種を推進していく。
- A 2 県では、国の考え方と同様に、体育の授業、徒歩や自転車による登校の際など、マスクの着用が不要な場面では、積極的に外すなどメリハリのあるマスク着脱の指導を行っている。
一方、様々な事情により、マスクを着用できない、あるいは着用しなければならない児童生徒がいることを踏まえ、マスクの着脱に伴う偏見や差別、いじめが起これないように、マスクの着脱に関するリーフレットを作成するとともに、市町村教育委員会に対して、児童生徒や保護者の理解促進を図り、適切なマスクの着脱が行われるよう、周知をしている。また、児童生徒が活動している青少年団体などへの周知については、関係団体等に協力を依頼するなどの対応について検討していく。